



# 奈良県公報



建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、  
次のとおり公告します。

平成十九年二月一日

第1842号

## 目次

ページ

- 土地改良事業の施行同意(耕地課) 一
- 開発行為に関する工事の完了(建築課) 二
- 一般競争入札の実施(出納局総務課) 二
- 選挙管理委員会告示 三
- 奈良県議会議員選挙における選挙時登録の基準日等 三
- 奈良県議会議員選挙における立候補届出受付順位の定め方 三
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康増進課) 一
- 第九次鳥獣保護事業計画の変更(森林保全課) 一
- 建設業法による建設業者の処分(監理課) 一

協議者	事業名	地区名
安堵町長 島田 悠紀夫	水と農地活用促進事業(農道整備)	笠置地区

## 公 告

## 告 示

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院・精神科病院)の指定の辞退がありました。

平成十九年二月一日

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
サン薬局高の原店	奈良市右京四一四一三三一	平成十九年一月十二日

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

### 1 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事にあって補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人(地方公共団体を除く。)又は建設業

法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注二) 「民間工事」とは、前記(注一)以外の建設工事をいう。

(注三) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条

第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金これらに類するものをいう。

2 期間 平成十九年一月三日から同月十七日までの十五日間

4 処分の原因となつた事実

中川建設は、平成十七年十二月三十一日を審査基準日とする経営事項審査申請において、建設業法第十七条の二十六第一項の申請書類に事実と異なる記載を行い申請

し、併せてそれにより得た経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出した。このことが、同法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

奈良県告示第四百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定により、平成十九年一月二十五日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年一月一日

奈良県知事 柿本善也

平成十九年二月一日

奈良県知事 柿本善也

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に 関する工事が完了したことを次のとおり公表します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年二月二日
一 許可番号
平成十八年七月十九日第七八一五九号
二 検査済証番号
平成十八年一月二十五日第六六一六号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十五日第六六一六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十五日第四一六五号
三 開発区域に含まれる地域
大和高田市曾大根二丁目二七番地ノ一の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
樺原市葛本町三六三番一七一〇六
近畿中央ビル 代表者 武山聖一
五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大和高田市曾大根二丁目二七番地ノ一の一部
下水道 大和高田市曾大根二丁目二七番地ノ一の一部
六 検査済証番号
平成十九年一月九日第七八一六五号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十四日第六六一三号
三 開発区域に含まれる地域
桜井市安倍木材団地二丁目一番地ノ五の一部、二番地ノ六及び二番地ノ七の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字生田三四三番地
田口保
二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月十五日第六六一五号
三 開発区域に含まれる地域
生駒市西白庭台三丁目一九番地ノ二、一九番地ノ三、一九番地ノ四、一九番地ノ五、一九番地ノ六、一九番地ノ七、一九番地ノ八、一九番地ノ九、一九番地ノ一〇及び一九番地ノ一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 山口昌紀
一 許可番号
平成十八年十一月二十九日第七八一二〇号
二 検査済証番号
平成十九年一月二十五日第六六一四号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十五日第六六一四号
三 開発区域に含まれる地域
生駒郡平群町若井三八三番地ノ四、三七九番地ノ三、三八〇番地ノ五、三八三番地ノ五及び三八三番地ノ八
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒郡平群町若井三八三番地ノ四
馬本隆夫
一 許可番号
平成十九年一月九日第七八一六五号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十四日第六六一三号
三 開発区域に含まれる地域
桜井市安倍木材団地二丁目一番地ノ五の一部、二番地ノ六及び二番地ノ七の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字生田三四三番地
田口保
二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月十五日第六六一五号
三 開發区域に含まれる地域
生駒市西白庭台三丁目一九番地ノ二、一九番地ノ三、一九番地ノ四、一九番地ノ五、一九番地ノ六、一九番地ノ七、一九番地ノ八、一九番地ノ九、一九番地ノ一〇及び一九番地ノ一
四 開發許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県立医科大学附属病院 樺原市四条町八四〇番地
一 納入場所
奈良県立医科大学附属病院 樺原市四条町八四〇番地
二 納入期限
平成十九年三月二十六日
三 納入方法
入札は、内視鏡ビデオ情報システム二式の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもつて落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
四 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる(一)から(三)までに該当する者が、この入札に参加することができます。
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(二) 奈良県における競争入札参加有資格者で、當業種目E-1医療機器で登録をしている者又は當業種目E-1医療機器・用品で登録（登録年月日が平成十九年一月一日以降のもの）をしている者であること。
留の措置期間中でない者であること。
五 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地
奈良県出納局総務課用度係
電話（0742）二七一八九〇八（直通）
2 入札の日時及び場所
平成十九年二月二十八日 午後四時
3 入札物件の数量及び特質
奈良県立医科大学附属病院内視鏡ビデオ情報システム 二式
その他入札説明書及び仕様書によります。

奈良市登大路町三〇番地  
奈良県出納局総務課入札室

3 郵便による入札

「奈良県立医科大学附属病院内視鏡ビデオ情報システムの購入に係る入札書」と朱書して、平成十九年二月二十七日までに到着するようにしてください。

4 その他

- 1 入札保証金
- 2 免除します。

3 製約保証金

契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則 昭和三十九年五月奈良県規則第十四号) 第十九条第二項ただし書各自に該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (一) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

**選挙管理委員会告示**

奈良県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百四）第二十二条第三項及び第二十三条第一項並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十四号）第一条の規定による平成十九年四月八日執行予定の奈良県議会議員選挙における選挙時登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成十九年二月一日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

登録基準日 平成十九年三月二十九日

ただし、平成十九年四月八日現在で年齢満二十年に達する者を含む。

登録日 平成十九年三月二十九日

縦覧期間 平成十九年三月三十日

**選挙管理委員会公告**

平成十九年四月八日執行予定の奈良県議会議員選挙における立候補届出の受付順位は、各選挙区とも、それぞれ次により決定します。

平成十九年二月一日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

- 一 選挙期日の告示日の午前八時三十分に選挙事務取扱場所（奈良市登大路町三〇番地 奈良県議会第一委員会室を予定）内の立候補届出受付場所に現在する立候補届出者については、「くじ」により順位を決定します。
- 二 選挙期日の告示日の午前八時三十分を過ぎて到着した立候補届出者については、前号の「くじ」により決定した立候補届出者の後とし、その順位は、到着順とします。

【定価】 一ヶ月 三千四百五十円  
一部売り 一枚につき四十五円(共に、送料別)

発 行 奈 良 県  
奈良市登大路町三〇  
電話 ○七四三一三一一〇一〇(代)

印 刷 株式会社 春 日  
奈良市三条東町九一八  
電話 ○七四三一三五一七三三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。